

## ○対面朗読室運営要領

### （目的）

第1条 この要領は、岡山県立図書館条例施行規則第6条の規定に基づき、対面朗読室の運営について必要な事項を定める。

### （利用形態）

第2条 対面朗読室の利用形態は次のとおりとする。

- （1）対面朗読サービス
- （2）読書支援機器等の利用

### （利用の申込）

第3条 対面朗読サービス又は読書支援機器等の利用のために、対面朗読室を利用しようとする者は、館長が別に定める岡山県立図書館障害者サービス実施要項の規定により登録を受けた図書館利用者カードを係員に提示のうえ利用を申込み。なお、障害者利用支援ボランティアが利用する場合はこの限りではない。

- 2 利用の予約は、利用しようとする日の属する月から起算して3ヶ月前の月の初日から受理する。
- 3 対面朗読サービスを利用しようとする者は、利用日の2日前までに予約しなければならない。
- 4 係員は、必要な場合予約の調整を行うことができる。

### （利用時間）

第4条 対面朗読室の利用は、1日につき1回限りとし、利用時間は2時間までとする。ただし、利用終了時に他の予約がない場合に限り、利用時間を2時間まで延長することができる。

### （利用上の留意事項）

第5条 インターネット情報の利用については、アクセスコーナー運営要領に準じた扱いとする。

### （利用終了の届出）

第6条 利用を終了した際は、速やかにこれを係員に届け出るものとする。

### （利用の制限）

第7条 目的外の利用や他の利用者への迷惑行為になると係員が判断した場合は、係員はその使用を中止させることができる。

### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。